

○総務省告示第七十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

総務大臣 新藤 義孝

第一項中「場合」の下に「（第三項に規定する場合を除く。）」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「船舶局」の下に「、無線航行移動局」を加える。

第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

三 現に免許を受けている無線航行移動局を廃止して当該無線航行移動局の無線設備をそのまま継続使用するとともに他の無線設備を追加して船舶局を開設する場合であつて、開設しようとする船舶局が次に掲げる条件に適合するもの

1 無線設備の設置場所が現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の設置場所と同一であること。

2 現に免許を受けている無線航行移動局の無線設備の全部又は一部を使用するものであること。

3 追加される無線設備は、法第四条第二号の適合表示無線設備であること。